

京都市告示第 29 号

京都市公有財産及び物品条例第 2 条第 2 項及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則第 11 条の規定に基づき、同細則第 10 条の規定により使用を許可する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 11 条第 1 項の規定により本市が買入れた土地に係る使用料の額を定めたので、告示します。

平成 28 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

1 農地

歴史的風土特別 保存地区の区分	使用目的	1 平方メートル 当たりの使用料
全地区	水稲耕作	4. 9 2 5 円
	野菜栽培	4. 9 2 5 円

2 森林

歴史的風土特別 保存地区の区分	1 平方メートル 当たりの使用料
嵯峨野歴史的風土 特別保存地区	0. 7 7 9 円
小倉山歴史的風土 特別保存地区	0. 1 7 5 円

(都市計画局都市景観部風致保全課)